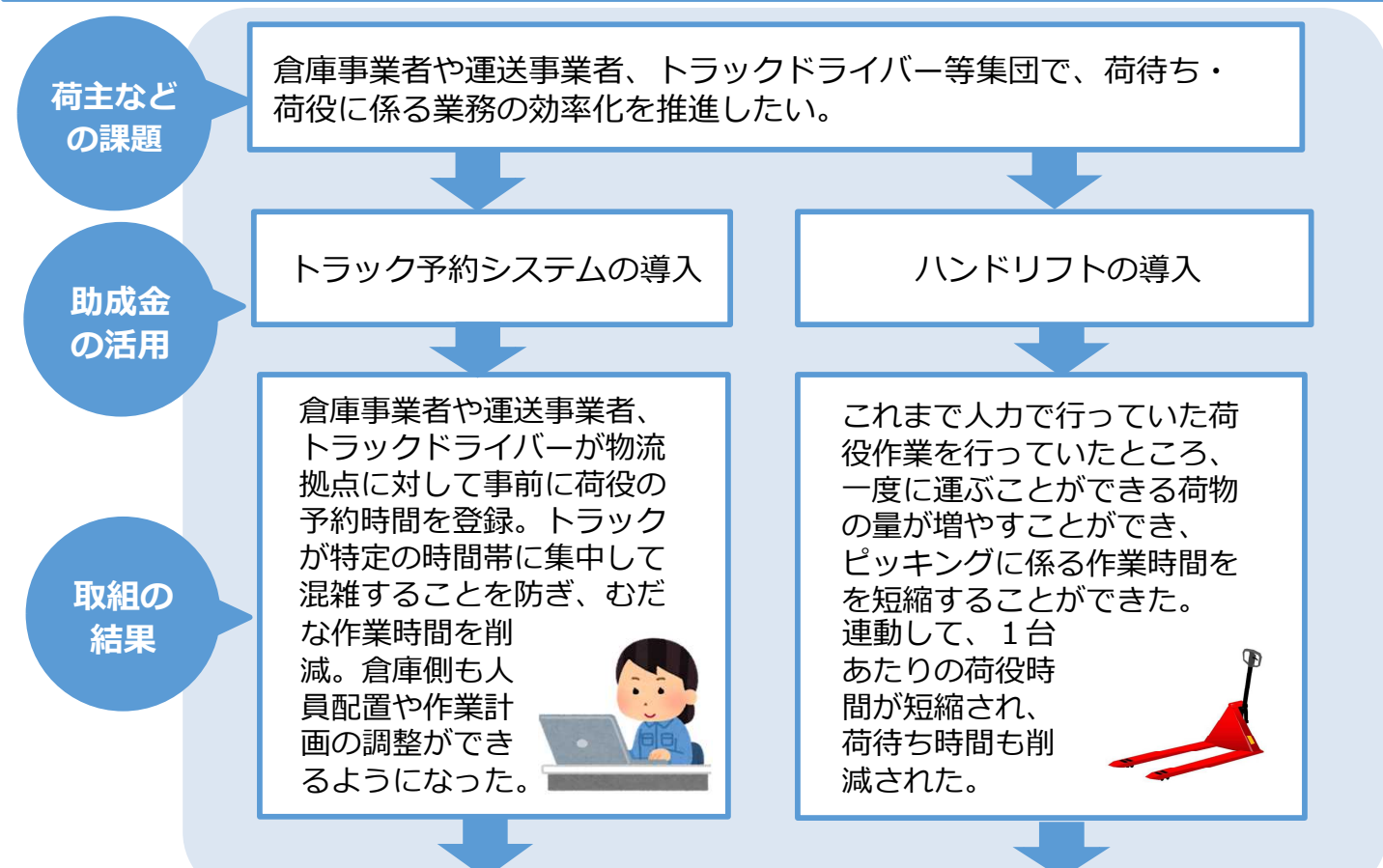


令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 取引環境改善コースのご案内

令和6年4月から、自動車運転者の業務についても、**時間外労働の上限規制**が適用されています。とりわけトラックドライバーは、荷主との関係において荷待ち・荷役時間を要因とする長時間労働の実態があります。

このコースでは、**荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組を実施した場合**に助成金を支給します。

課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間等の設定改善の推進に向けて、環境を整備！

ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：

令和9年2月14日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月26日(金) のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。 (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J-Grants」

対象集団等

- ① 荷主集団等を代表して、本助成金の申請に係る事務等を行う事業者（以下「代表事業主」という。）及び構成員を合わせて3者以上で構成された組織であること。
- ② 代表事業主を含め、少なくとも1以上の荷主若しくは倉庫事業者及び1以上の運送事業者で構成されていること。
- ③ 組織として現に活動している又は今後具体的に活動することが見込まれる荷主集団であること。
- ④ 中小企業事業主の占める割合が、構成員たる運送事業者の1/2を超えていること。

など

<中小企業事業主の基準>

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※2）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

（※1）医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

改善事業（助成対象となる取組）

- ① 取引適正化への理解促進など、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整
- ② 好事例の収集、普及啓発
- ③ セミナー（※2）の開催など
- ④ 巡回指導、相談窓口の設置など
- ⑤ 運送事業者等が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

（※2）勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

成果目標

「成果目標」の達成を目指して、上記「改善事業」を実施してください。

助成対象となる取組内容について、荷主集団等が事業実施計画で定める**改善事業を行い、運送事業主の1/2以上に対して荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げる**こと。

助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

助成額	以下のいずれか低い方の額
	① 対象経費の合計額
	② 上限額： 100万円